

雇児発第0121002号  
平成17年1月21日  
【第1次改正】 雇児発第0328001号  
平成20年3月28日  
【第2次改正】 雇児発0303第1号  
平成29年3月3日  
【第3次改正】 子発0930第4号  
令和2年9月30日  
【第4次改正】 子発0322第4号  
令和3年3月22日  
【第5次改正】 子発0131第7号  
令和5年1月31日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について

認可外保育施設の指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号本職通知。以下「指導監督通知」という。）により行われているが、同通知の別添として定められた「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）を満たしていない施設が未だに数多く見られるところである。待機児童が存在し、認可外保育施設を利用せざるを得ない児童が多数存在することを踏まえれば、こうした認可外保育施設についても一定の質を確保し、児童の安全確保を図ることが必要である。

こうした状況を踏まえ、認可外保育施設に対してより効果的な指導監督の実施を図る観点から、今般、別紙のとおり「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」を策定し、児童福祉法（以下「法」という。）第59条の2の5第2項の規

定に基づく情報提供の一環として、指導監督基準を満たしていると認められる施設に対し、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）がその旨を証明する証明書（以下「証明書」という。）を交付するとともに、その旨を公表する仕組みを導入することとしたので、適切な運用が図られるよう対応方をお願いします。なお、この新たな仕組みについては、利用者への情報提供として適切に実施される必要があります。また、各都道府県等の区域を越えた認可外保育施設の利用者が存在することを踏まえれば、全都道府県等を通じて統一的な取扱いが求められることに特に留意願いたい。

(別紙)

## 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領

### 第1 総則

#### 1 この要領の目的及び趣旨

この要領は、認可外保育施設について、指導監督通知に基づく指導監督の効果的な実施を図るとともに、指導監督基準を満たしていると認められる施設に対し都道府県知事等が行う証明書の交付に関して必要な事項を定めるものであること。

#### 2 この要領の対象となる施設

この要領の対象となる施設は、法第59条の2第1項の規定により都道府県知事等への届出が義務づけられている施設であること。

なお、届出対象外施設についても、指導監督基準に基づき、引き続き適切な指導監督に努めること。

### 第2 証明書の交付

#### 1 立入調査

証明書の交付は、指導監督通知の別紙「認可外保育施設指導監督の指針」（以下「指導監督指針」という。）第2の3に定める立入調査及び第3の2に定める改善指導の結果を踏まえて行うものであること。

立入調査については、指導監督指針第2の3において、届出対象施設に対しては年1回以上行うことが原則とされており、また、同指針の留意事項15においては、認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱いが定められているが、これらを踏まえ適切に立入調査を実施すること。

法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、指導監督指針第2の3において、立入調査に代えて、事業所長又は保育従事者を一定の場所に集めて講習等の方法により集団指導が認められていることから、立入調査又は集団指導を年1回以上行うこと。ただし、都道府県等が必要と判断する場合には、立入調査を行うこと。

#### 2 改善指導

立入調査の結果に基づく改善指導については、指導監督指針第3の2に定められているが、今般、現行の指導監督基準に沿って、立入調査結果の評価について別表の基準を定め、文書による改善指導（以下「文書指導」という。）を行うべきものと口頭による改善指導（以下「口頭指導」という。）が可能なものに区分したこ

と。

具体的には、B判定の事項（指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの）については口頭指導により対応することとし、C判定の事項（指導監督基準を満たしていない事項で、B判定以外のもの）については文書指導により対応することを原則としたこと。ただし、B判定の事項であっても、以前の立入調査において指摘がなされたことがあり、新たな立入調査によっても再度指摘がなされる場合など、児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うべきこと。

この評価の結果、文書指導を行う場合には、指導監督指針第3の2（2）①に従い、概ね1か月以内の回答期限を付して文書による報告を求める等の措置を講じること。また、口頭指導を行う場合には、立入調査時に対面により、又は事後に文書による報告若しくはこれに準ずる電話・FAX等の方法により、改善状況の確認を行うこと。

### 3 証明書の交付

指導監督基準を満たす旨の証明書は、都道府県知事等が、管内の認可外保育施設について1の立入調査を実施し、別表の全項目について適合していることを確認した場合に、1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の設置者等に対しては別添様式1により、法第6条の3第9項に規定する業務又は同条第12項に規定する業務を目的とする施設（1日に保育する乳幼児の数が5人以下のものに限る。）の設置者等に対しては別添様式2により交付するものであること。

また、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の設置者等に対しては、都道府県知事等が、1の集団指導又は立入調査を実施し、別表の全項目について適合していることを確認した場合に、複数の保育に従事する者を雇用しているものについては別添様式3により、複数の保育に従事する者を雇用していないものについては別添様式4により交付するものであること。

また、2の改善指導を行った場合でも、その指導事項の改善状況の確認により、当該施設が別表の全項目について適合していることを確認した場合には、証明書を交付すること。

なお、証明書の有効期間は、これを都道府県知事等が交付した日から、次の4によりその返還を求められたときまでであること。

### 4 証明書の返還

3の証明書の交付を受けた者が、指導監督指針第2の3（1）①の通常立入調査又は②の特別立入調査等により、3に定める証明書交付の要件を満たさなくなったと認められるときは、都道府県知事等は証明書の返還を求めるとともに、当

該返還を求めた日付につき記録を残しておくこと。また、1の立入調査により、新たに証明書を交付する場合には、先に交付した証明書につき回収を行う等適切な措置を講ずること。

#### 5 証明書の再発行

当該施設の設置者等は、3の証明書を紛失等した場合には、証明書の再交付を求めることができること。再交付を受けた後、紛失等した証明書を発見したときは、ただちに、発見した証明書を都道府県知事等に返還しなければならないこと。

### 第3 情報提供等

都道府県知事等は、指導監督指針第6に定める情報提供として、管内の認可外保育施設につき証明書を交付した事実についてインターネットへの掲載等により公表するとともに、市区町村等にも情報提供を行い、市区町村等から一般への情報提供が行われるよう求めること。

また、証明書の交付を受けた認可外保育施設は、保護者等からの求めに応じて証明書を提示できること。

このように証明書は利用者への情報提供に用いられるが、保育施設については各都道府県等の区域を越えて利用されることもあることから、証明書の交付については、第2に基づき全都道府県等を通じて統一的な取扱いが求められるものであること。

### 第4 雑則

都道府県等は、指導監督指針第7に定める記録の整備の一環として、認可外保育施設に対する証明書の交付、返還等についても必要な記録を整備すること。

## 別表 評価基準

この評価基準は、現在の指導監督基準に沿って、立入調査の結果について文書指導を行うべきものと口頭指導による対応が可能なものに整理したものである。

### ○判定の内容

判定区分	内 容
A	指導監督基準を満たしている事項
B	指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの
C	指導監督基準を満たしていない事項で、B判定以外のもの

### ○指導の基準

B判定の事項については口頭指導により対応することとし、C判定の事項については文書指導により対応することを原則とすること。ただし、B判定に該当する事項であっても、以前の立入調査において指摘がなされたことがあり、新たな立入調査によっても再度指摘がなされる場合など、児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うものとする。

### ○改善結果

指導事項に対する改善結果を記録するものとし、表記は改善、未改善で記入すること。

4. 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）の指導基準等

※評価事項において【\*】が付いている事項は、チェックシート（別添ひな形を参照）の提出等による確認が想定される。

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準				改善結果	
			評価事項	判定区分		実際の指導		
				B	C	口頭		文書
第1 保育に従事する者の数及び資格	1 保育に従事する者の数 原則、1人に対して乳幼児1人 〔考え方〕 当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。	a 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数	・乳幼児数が1人を超えている。	—	○			
	2 保育に従事する者の有資格者の数 〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者をいう。	a 有資格者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市長若しくは児童相談所設置市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であるか。	・有資格者でない、又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない。	—	○			
	3 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。 b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。	・左記の事項につき、違反がある。 ・左記の事項につき、違反がある。	— ○	○ —			
第2 保育室等の構造、設備及び面積	1 事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力依頼 〔考え方〕 事業の運営を行う事業所とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう。	a 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。	・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていない。	—	—			
		b 保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めているか。	・玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めているか。	—	—			

<p>第3 非常災害に対する措置/第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件</p>	<p>1 防災上の必要な措置の実施</p>	<p>a 防災上の必要な措置が講じられているか。</p>	<p>・地震、火災等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）について検討及び実施をしていない。 【*】</p>	<p>—</p>	<p>○</p>			
<p>第5 保育内容</p>	<p>1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。</p>	<p>a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育が行われているか。 b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。 c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。 d 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。</p>	<p>・以下の事項について理解していない、又は、理解はしているが配慮した保育をしていない。【*】 (1)子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 (2)乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項 (3)子どもの遊び等に関する事項 (4)保育の実施に関して留意すべき事項</p>	<p>—</p>	<p>○</p>			
	<p>2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上</p>	<p>a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。 b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。</p>	<p>・保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）を理解していない、又は、理解しているが取組が不十分。【*】 ・保育に従事する者に関する研修を受講していない。【*】 〔研修については、保育に従事する前に受講することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。〕</p>	<p>○</p>	<p>—</p>			

	(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮	乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・配慮に欠けている。【*】 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等	—	○			
	(3) 児童相談所等の専門的機関との連携	利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関へ通告しているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告していない。	—	—			
	3 保護者との連絡等 (1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。	・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。	○	—			
	(2) 保護者との緊急時の連絡体制	b 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。 ※かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。	・保護者の緊急連絡先等を把握していない。	—	○			
第6給食	[考え方] 指導基準第6については、適用しないことができるが、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払う必要がある。 1 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理	食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。	・衛生面等必要な注意が払われていない。	—	—	適用する場合はC判定		
	2 食事内容等の状況	a 乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。 b アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。	・乳児に対する配慮が適切に行われていない。  ・アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応が行われていない。	—	—	適用する場合はC判定  適用する場合はC判定		

第 7 健 康 管 理 ・ 安 全 確 保	1 乳幼児の健康状態の観察 預かり、引渡しの際、乳幼児 一人一人の健康状態の観察	a 預かりの際、健康状態の観察 及び、保護者からの乳幼児の報 告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表 情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・十分な観察が行われていな い。 ・保護者から報告（連絡帳を 活用することを含む。）を受 けてない。	○	—			
		b 引渡しの際、預かり時と同様 の健康状態の観察が行われて いるか。保護者へ乳幼児の状態 を報告しているか。	・十分な観察が行われていな い。 ・注意が必要である場合にお いて保護者等にその旨を報 告していない。	○	—			
	2 職員の健康診断	a 健康診断を1年に1回受け ているか。	・受けていない。	—	○			
		b 食事の提供を行う場合には、 提供頻度やその内容等の実情 に応じ、検便を実施している か。	・実施されていない。	—	—	適用 する 場合 は○判 定		
3 感染症への対応	a 感染予防のための対策が行 われているか。	・手指の衛生や咳エチケット の実施等の感染予防策を講 じていない。【*】	—	○				
4 乳幼児突然死症候群に対す る注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼 吸の状態をきめ細かく観察し ているか。 b 乳児を寝かせる場合には、仰 向けに寝かせているか。 ※ 仰向け寝は、乳幼児突然死症 候群のほか、窒息の防止の観点 から有効であるが、医学上の理 由から医師がうつぶせ寝を勧 める場合もあるため、うつぶせ 寝を行う場合は利用時に保護 者に確認するなど、乳幼児突然 死症候群に対する注意に努め ること。 c 保育中は禁煙を厳守してい るか。	・左記の事項を実施していな い。【*】	—	○				

5 安全確保	<p>a <u>施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。</u></p> <p>b <u>安全計画について理解しているとともに、安全計画に定める訓練を定期的の実施しているか。</u></p> <p>c <u>保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。</u></p> <p>d <u>事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られているか。</u></p> <p>e <u>不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されているか。</u></p> <p>f <u>児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。</u></p>	<p>・安全計画が策定されていない。</p> <p>・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。</p> <p>・以下の事項について理解していない、又は、理解はしているが取組が不十分。【*】</p> <p>(1) 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構え</p> <p>(2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認</p> <p>(3) 室内、室外の安全確認</p> <p>(4) ケガや急病等における応急手当の方法（実践）</p> <p>(5) 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等</p> <p>(6) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法</p> <p>(7) 事故発生時における対処方法及び連絡体制</p> <p>(8) 事故等発生後における詳細な内容等の報告</p>	二	〇			
	<p>g <u>事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的受講しているか。</u></p>	<p>・定期的に講習を受講していない。【*】</p>	一	〇			
	<p>h <u>賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。</u></p>	<p>・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。</p>	一	〇			
	<p>i <u>事故発生時には速やかに当該事実を都道府県等に報告しているか。</u></p>	<p>・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号）に基づく報告が行われていない。</p>	一	〇			
	<p>j <u>事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</u></p>	<p>・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。</p>	一	〇			

		<p>k 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p>	<p>・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。</p>	—	○			
<p>第8 利用者への情報提供</p>	<p>1 施設及びサービスに関する内容の提示</p>	<p>以下の事項について、書面等による提示等がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名</p> <p>b 事業所の名称及び所在地</p> <p>c 事業を開始した年月日</p> <p>d 保育提供可能時間</p> <p>e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由</p> <p>f 利用定員</p> <p>g 設置者の資格（保育士・看護師）の保有状況</p> <p>h 設置者の研修の受講状況</p> <p>i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>j （提携している場合は）提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>k 緊急時等における対応方法</p> <p>l 非常災害対策</p> <p>m 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）</p>	<p>・全く提示等がされていない。</p> <p>・左記 a～nの事項につき、提示内容又は提示等の仕方が不十分。</p>	—	○	○	—	

	<p>2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付</p>	<p>以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>c 事業所の名称及び所在地</p> <p>d 事業所の管理者の氏名及び住所</p> <p>e 当該利用者に対し提供するサービスの内容</p> <p>f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>g (提携している場合は) 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>h 利用者からの苦情を受け付ける連絡先</p>	<p>・書面等により交付されていない。</p> <p>・左記 a～h の事項につき、交付内容が不十分。</p>	<p>—</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>—</p>			
	<p>3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明</p>	<p>a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。</p>	<p>・説明が行われていない。</p> <p>・説明はされているが、内容が不十分。</p>	<p>—</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>—</p>			
<p>第9 備える帳簿等</p>	<p>1 利用乳幼児に関する書類等の整備</p>	<p>a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。</p>	<p>・確認できる書類が備えられていない。</p> <p>・整備内容が不十分。</p>	<p>—</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>—</p>			

3. 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。）の指導基準等

指導 基準	調査事項	調査内容	評価基準				改善 結果	
			評価事項	判定区分		実際の指導		
				B	C	口頭		文書
第1 保育に従事する者の数及び資格	1 保育に従事する者の数 原則、1人に対して乳幼児1人 [考え方] 当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。	a 保育に従事する者が1人で 保育している乳幼児の数	・乳幼児数が1人を超えている。	—	○			

	<p>2 保育に従事する者の有資格者の数</p> <p>[考え方]</p> <p>ここでいう有資格者は、保育士（国家戦略特別区域法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。</p>	<p>a 有資格者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市長若しくは児童相談所設置市長（以下「都道府県知事等」という。）が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長（特別区の長を含む。）その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であるか。</p>	<p>・有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者が配置されていない。</p> <p>〔※採用した日から1年を超えていない者については、採用後1年以内に研修を受けることを予定していること。〕</p> <p>〔※ 「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」（平成17年3月31日雇児保発第0331003号通知）の第1の1のとおり、雇用される保育に従事する者（都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師の資格を有する者を除く。）について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、本基準を満たすかどうかの判定を行うものとする経過措置が置かれていることに留意すること。〕</p>	<p>—</p> <p>○</p>					
	<p>3 保育士の名称</p>	<p>a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。</p> <p>b 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。</p>	<p>・左記の事項につき、違反がある。</p> <p>・左記の事項につき、違反がある。</p>	<p>—</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>—</p>					

<p>第2 保育室等の構造、設備及び面積</p>	<p>1 事業の運営を行う事業所の専用区画及び備品等についての協力依頼</p> <p>[考え方] 事業の運営を行う事業所とは、乳幼児の居宅ではなく、業務を行う事業者の事務所をいう。</p>	<p>a 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。</p> <p>b 保育の実施に必要な備品等を備えるよう保護者に協力を求めているか。</p>	<p>・事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていない。</p> <p>・玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるものなど保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めている。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>				
<p>第3 非常災害に対する措置／第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件</p>	<p>1 防災上の必要な措置の実施</p>	<p>a 防災上の必要な措置が講じられているか。</p>	<p>・火災、地震等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）について定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知や定期的な訓練等を含む。）が不十分。</p>	<p>—</p>	<p>○</p>				
<p>第5 保育内容</p>	<p>1 保育の内容 ※ 保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。</p>	<p>a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、保育が行われているか。</p> <p>b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせられた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。</p> <p>c 乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。</p> <p>d 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。</p>	<p>・以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。</p> <p>(1) 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 (2) 乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項 (3) 子どもの遊び等に関する事項 (4) 保育の実施に関して留意すべき事項</p>	<p>—</p>	<p>○</p>				

	<p>2 保育に従事する者の保育姿勢等</p> <p>(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上</p>	<p>a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設の設置者又は管理者については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。</p> <p>b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。</p>	<p>・保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）に関する事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。</p> <p>・研修計画を作成し、保育従事者に対し、研修を実施していない。</p> <p>〔研修については、保育に従事する前(採用時)に実施することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。〕</p>	○	—			
	<p>(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮</p>	<p>乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。</p>	<p>・配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。等</p>	—	○			
	<p>(3) 児童相談所等の専門的機関との連携</p>	<p>利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。</p>	<p>・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等を行う体制がとられていない。</p>	—	○			
	<p>3 保護者との連絡等</p> <p>(1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施</p>	<p>a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。</p>	<p>・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。</p>	○	—			
	<p>(2) 保護者との緊急時の連絡体制</p>	<p>b 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。 ※かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。</p>	<p>・保護者の緊急連絡先等を把握していない。</p>	—	○			

第6 給食	<p>[考え方] 指導基準第6については、適用しないことができるが、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払うことが必要である。</p> <p>1 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理</p>	<p>食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。</p>	<p>・衛生面等必要な注意が払われていない。</p>	<p>— —</p> <p>適用する場合はC判定</p>			
	<p>2 食事内容等の状況</p>	<p>a 乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。</p> <p>b アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。</p>	<p>・乳児に対する配慮が適切に行われていない。</p> <p>・アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応が行われていない。</p>	<p>— —</p> <p>適用する場合はC判定</p> <p>— —</p> <p>適用する場合はC判定</p>			
第7 健康 管理	<p>1 乳幼児の健康状態の観察 預かり、引渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態の観察</p>	<p>a 預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等</p>	<p>・十分な観察が行われていない。</p> <p>・保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けてない。</p>	<p>○ —</p> <p>○ —</p>			
		<p>b 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。</p>	<p>・十分な観察が行われていない。</p> <p>・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。</p>	<p>○ —</p> <p>— ○</p>			
安全 確保	<p>2 職員の健康診断</p>	<p>a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。</p>	<p>・実施されていない。</p>	<p>— ○</p>			
		<p>b 食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ、検便を実施しているか。</p>	<p>・実施されていない。</p>	<p>— —</p> <p>適用する場合はC判定</p>			
	<p>3 感染症への対応</p>	<p>a 感染予防のための対策が行われているか。</p>	<p>・手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策について定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。</p>	<p>— ○</p>			

	<p>4 乳幼児突然死症候群に対する注意</p>	<p>a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。</p> <p>b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。</p> <p>※ 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は利用時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。</p> <p>c 保育中は禁煙を厳守しているか。</p>	<p>・左記の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。</p>	<p>—</p>	<p>○</p>			
--	--------------------------	--	--	----------	----------	--	--	--

5 安全確保	<p>a <u>施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。</u></p> <p>b <u>職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。</u></p> <p>c <u>保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。</u></p> <p>d <u>事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られているか。</u></p> <p>e <u>不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されているか。</u></p> <p>f <u>児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全計画が策定されていない。</li> <li>・職員に対し、安全計画について周知されていない。</li> <li>・安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。</li> <li>・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。</li> <li>・以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組（保育従事者への周知を含む。）が不十分。</li> </ul> <p>(1) <u>安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構えに関する事項</u></p> <p>(2) <u>保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認に関する事項</u></p> <p>(3) <u>室内、室外の安全確認チェックポイント（リスト）</u></p> <p>(4) <u>ケガや急病等における応急手当の方法（実践）に関する事項</u></p> <p>(5) <u>「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等に関する事項</u></p> <p>(6) <u>児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法に関する事項</u></p> <p>(7) <u>事故発生時における対処方法及び連絡体制に関する事項</u></p> <p>(8) <u>事故等発生後における詳細な内容等の報告に関する事項</u></p>	二	〇			
	<p>g <u>事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、職員に対し実技講習を定期的受講させているか。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対し定期的な講習受講の機会が与えられていない。</li> </ul>	一	〇			
	<p>h <u>賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。</li> </ul>	一	〇			

		<p>i 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県等に報告しているか。</p>	<p>・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号)に基づく報告が行われていない。</p>	—	○			
		<p>j 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p>	<p>・事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。</p>	—	○			
		<p>k 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p>	<p>・死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。</p>	—	○			
第8 利用者への情報提供	1 施設及びサービスに関する内容の提示	<p>以下の事項について、書面等による提示等がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名又は名称及び事業所の管理者の氏名</p> <p>b 事業所の名称及び所在地</p> <p>c 事業を開始した年月日</p> <p>d 保育提供可能時間</p> <p>e 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由</p> <p>f 利用定員</p> <p>g 保育士その他の職員の配置数又はその予定</p> <p>h 設置者及び職員に対する研修の受講状況</p> <p>i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>j (提携している場合は) 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>k 緊急時等における対応方法</p> <p>l 非常災害対策</p> <p>m 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。)</p>	<p>・全く提示等がされていない。</p> <p>・左記 a～n の事項につき、提示内容又は提示等の仕方が不十分。</p>	—	○			

	2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	<p>以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</p> <p>b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>c 事業所の名称及び所在地</p> <p>d 事業所の管理者の氏名及び住所</p> <p>e 当該利用者に対し提供するサービスの内容</p> <p>f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</p> <p>g (提携している場合は) 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容</p> <p>h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先</p>	<p>・書面等により交付されていない。</p> <p>・左記 a～h の事項につき、交付内容が不十分。</p>	—	○			
	3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	<p>・説明が行われていない。</p> <p>・説明はされているが、内容が不十分。</p>	—	○			
第9 備える帳簿等	1 職員に関する帳簿等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿があるか。	<p>・確認できる書類が備えられていない。</p> <p>・整備内容が不十分。</p>	—	○			
		b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者名簿(労働基準法第107条)</li> <li>・賃金台帳(労働基準法第108条)</li> <li>・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)</li> </ul>	・左記の帳簿の整備状況が不十分。	—	○			
	2 利用乳幼児に関する書類等の整備	a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。	<p>・確認できる書類が備えられていない。</p> <p>・整備内容が不十分。</p>	—	○			